申告はお早めに！

# 所得税と町県民税の申告の案内

申告期間は2月16日(金)～3月15日(木)

今年も所得税と町県民税の申告の時期が近づいてきました。例年申告期間終了間際は大変混雑しますので、早めの申告をおすすめします。

なお、町で受け付けできる申告は、簡易な確定申告と町県民税申告になります。

## 《確定申告と町県民税申告》

**申告が必要な方**

確定申告は原則として所得税が課税される方が対象となりますが、町県民税申告では確定申告をされた方を除き、収入の有無に関わらず原則として申告をする必要があります。

確定申告、町県民税申告どちらの申告をすれば良いか、次のフローチャートを参考にしてください。

これらの申告は、町県民税を計算する基礎資料となるばかりでなく、国民健康保険税の算定や福祉年金、児童手当等の給付資料にもなります。なお、申告資料の提出がない場合には、所得証明書や課税(非課税)証明書等の発行ができませんのでご注意ください。

### こんな方は申告が必要です！

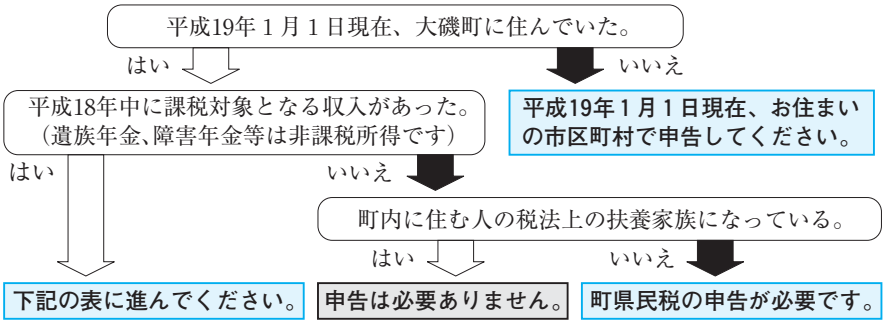


**所得税の還付**

次のいずれかに該当する方は、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金が申告することにより戻ってくることがあります。

①平成18年中に退職した後再就職しなかった方で年末調整を受けなかった方

②給与所得者等で、雑損控除や医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除などを受けることができる方

③平成18年分の所得が少ない方で、総合課税の配当所得や原稿料などがある方

④予定納税をしている方で、確定申告の必要がなくなった方

### あなたはどの申告が必要？

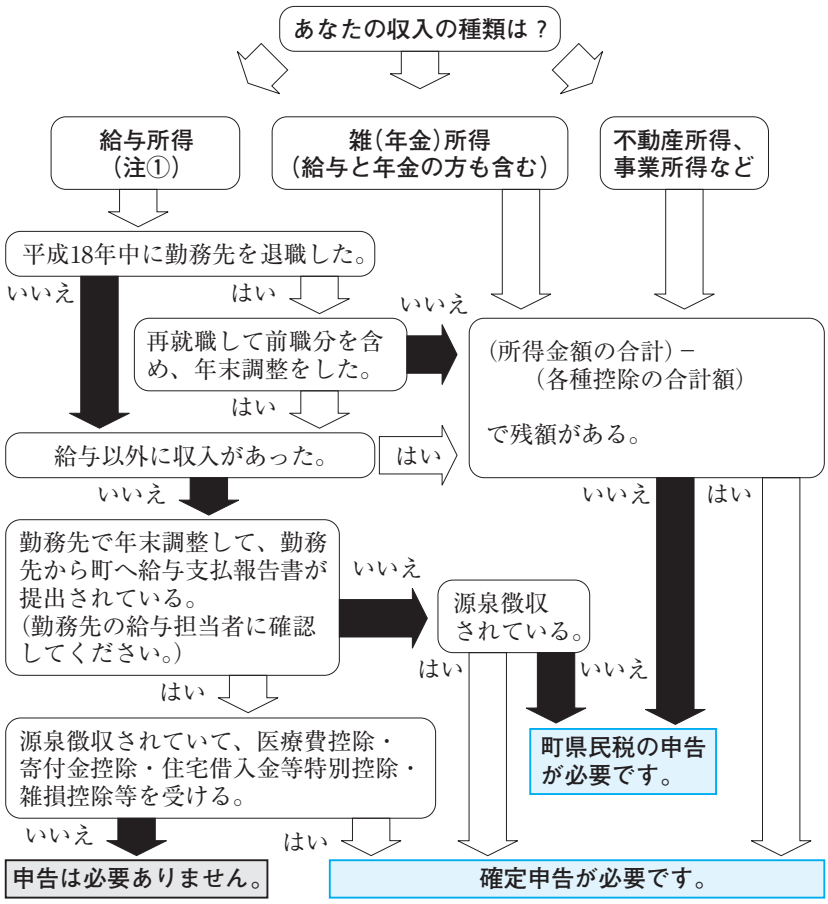


（注①）次に当てはまる方は必ず確定申告をしなければなりません。
- ●平成18年中の給与の収入金額が2,000万円を超える方
- ●給与以外の収入が20万円を超える方
- ●２か所以上から給与の支払いを受けている方
- ●不動産やゴルフ会員権などの資産を売った方

※あくまでも申告基準の目安ですので、詳しくは問い合わせください。

## 《申告の受付・相談》

**税務署の会場は平塚駅ビルです！**

税務署の申告会場は平塚駅ビル６階ラスカホールです。申告期間中は、平塚税務署内での申告相談受付は行いませんのでご注意ください。

町での申告受付は、別表「申告会場の案内」をご覧下さい。

**日曜日にも申告できます！**

平塚駅ビルラスカ会場は、２月18日(日)と25日(日)の２日間に限り日曜日も開場しています。当日は混雑が予想されますので時間に余裕をもってお出かけください。

なお、役場では土・日・祝日の申告受付は行っておりません。